

臨時代理報告第7号

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことにより、国において、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合等に係る職務専念義務の免除を廃止したことを踏まえ、本市においても新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合等における職務専念義務の免除を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要がある。ただし、規程の改正に係る付議について、教育委員会を招集する暇がなかったため、福岡市教育委員会事務委任規則第5条第1項の規定により、令和5年5月24日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月28日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

第2条中第22号及び第23号を削り、第24号を第22号とする。

○福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和47年福岡市教育委員会訓令第5号）

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第1条（略）</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(22) 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定する予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。</u></p> <p><u>(23) 新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるとき（教育委員会が定める期間又は時間）。</u></p> <p><u>(24) 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</u></p> <p>第3条（略）</p> | <p>第1条（略）</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることのできる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)（略）</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(22) 前各号に定めるもののほか、本市の業務に寄与する行事又は公益性が大である行事に参加する場合のうち特に教育委員会が認める場合</u></p> <p>第3条（略）</p> |

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の職務に専念する義務の特例に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことにより、国において、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合等に係る職務専念義務の免除を廃止したことを踏まえ、本市においても新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合等における職務専念義務の免除を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

新型コロナウイルス感染症に係る以下の制度を廃止する。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種のための職務専念義務の免除

職員が予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に規定する予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン接種」という。）を受ける場合において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のために教育委員会が必要と認めるとき、当該職員の職務専念義務を免除できることとするもの。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種により副反応が生じた場合の職務専念義務の免除

職員が新型コロナウイルスワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと教育委員会が認めるときに、当該職員の職務専念義務を免除できることとするもの。

3 施行期日

公布の日